

# J P 会 会 則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 名 称

本会は青年経営研究会（Junior Presidents Organization）「JP 会」と称する。

### 第 2 条 事 務 局

本青年経営研究会の事務局は、一般社団法人西日本プラスチック製品工業協会内に置く。

### 第 3 条 目 的

本会は近代的経営者として必要な資質の向上と実力を養い、青年経営者としての指導者訓練を行ない業界人として成員意識を高め、企業の繁栄と業界の発展に寄与する。

### 第 4 条 事 業

本会はその目的達成のため次の事業を行なう。

#### 1. 事業内容

- (1) 近代経営者として必要な資質の向上を図る事業
- (2) 企業経営に関する諸問題の研究
- (3) 会員相互の啓発と親睦を図る事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

#### 2. 事業年度

本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了するものとする

### 第 5 条 規則・規定・および細則

本会則施行および事務局に関する規程及び細則は理事会の決議による

## 第 2 章 会員及び会費

### 第 6 条 会 員 の 種 類

本会の会員は次の通りとする。

正 会 員

### 第 7 条 会 員 の 資 格

正 会 員

正会員は（一社）西日本プラスチック製品工業協会加入企業の 4 月 1 日現在満 50 歳以下の経営者、次期経営者及び幹部で勉学に熱意を持ち規律を守るもの。

### 第 8 条 会費及び入会金

会員は入会に際し入会金を、また毎年所定の納期に会費を次の通り納付しなければならない。

入 会 正会員 ￥10,000

会 費 正会員 1ヶ月 ￥ 5,000

### 第 9 条 加入および脱会

#### 1. 入会規定

本会に入会を希望するものは会員 2 名以上の責任ある推薦により、所定の入会申込書に必要事項を記入して申し込む。

## 2. 入会の諾否

- (1) 入会の諾否は理事会の決定による。
- (2) 前号の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとする。

## 3. 退 会

退会を希望する会員は退会届に理由を附して会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。年度の中で退会しても既納の会費は返還しない。

## 4. 除 名

会員が次の各項に該当するときは理事会の決議により除名する。

- (1) 本会の体面を傷つけ、趣旨に反する行為にあった時。
- (2) 会費を6ヶ月以上納入しないもの。
- (3) その他会員として適当でないと認められたもの。

## 5. 卒 業

- (1) 会員は満51歳となる年度末をもって卒業する。
- (2) (1)の規定に関わらず、4月1日現在満45歳以上満50歳以下となる会員は、会長へ卒業を申し出ることにより、その申し出の翌年度に卒業することができる。

# 第3章 役 員

## 第10条 役員の種類

本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人又は7人
  - (2) 監事 1人又は2人
2. 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

## 第11条 役員資格及び任免

1. 理事は本会の正会員であることを要し、総会に於いて選任される。
2. 監事は本会の正会員であることを要し、総会に於いて選任される。
3. 理事および監事は総会に於いて正会員中から選任する。
4. 会長は理事の互選で選任し、副会長は会長が指名する。
5. 改選年度の4月1日現在で、満50歳以下である者とする。

## 第12条 役員任期

1. 役員任期は特別な事由のない限り2ヵ年とし、重任を妨げない。
2. 期の半ばに選任された理事の任期はその期の末までとする。
3. 理事は任期終了後、後任者が選任されるまでその職務を行なう。

## 第13条 役員任務

1. 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会及び理事会を招集し、その議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は会長を補佐し、会務を審議決定分掌する。

4. 監事は本会の業務及び財産状況を監査し、理事会に出席し、意見を述べる。

第14条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は理事会において推薦し、役員の諮問に應ずる。

## 第4章 会 議

第15条 会議の種類

会議は総会及び理事会とする。

第16条 総会の決議事項

次の事項は総会の議決を経なければならない。

1. 会則の変更
2. 事業計画及び報告、並びに収支予算及び決算の報告
3. 役員を選任及び解任
4. 本会の解散
5. その他理事会において必要と認められる特に重要な事項

第17条 総会の種類及び招集

1. 総会は定時及び臨時総会とする。
2. 定時総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は会長が必要と認めた時または会員の3分の1が会議の目的事項を示し請求があった理事会の議決を経て会長が招集する。

第18条 総会の成立及び議決

総会の定足数は会員の2分の1とし、その議決は出席会員の過半数をもって決する。ただし委任状による出席および議決権の行使を認める。

可否同数の場合は議長がこれを決する。

ただし本会解散の場合その定足数は3分の2とする。

第19条 議 決 権

正会員は総会において1個の議決を有す。

第20条 議 事 録

総会の議事録は議長がこれを作成し、署名人2名を指名する。

第21条 理 事 会

理事会は本会の運営に当り次の事項を審議決定する。

1. 総会から委任された事項及び総会に提出する事項
2. 会員の入会及び退会の審査決定
3. 会務の運営に必要な事項
4. 規定及び細則の制定及び改廃
5. 委員会及び部会の設置変更に関する事項
6. その他会務の執行に必要な事項

第22条 理事会の構成及び議決

理事会は理事及び監事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

理事会の定足数は理事の2分の1とし、理事会の議決は出席理事の過半数で決する。

## 第5章 委員会及び部会

### 第23条 委員会及び部会の設置

本会の目的達成に必要な場合委員会および部会を設置することができる。

### 第24条 委員会および部会の構成

委員会および部会は長1名ほか若干名で運営する。長は理事の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。

## 第6章 管 理

### 第25条 書類の送付

1. 会長は、会則、規則、規程及び議事録並びに決算関係書類を事務局に備え付けておかねばならない。
2. 会長は会員から前項の書類の閲覧を求められた時は正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

### 第26条 決算関係書類の提出

1. 会長は事業年度終了後2ヶ月以内に開催される定時総会に当該事業年度における次の書類を作成し監事に提出しなければならない。
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算報告書  
貸借対照表、損益計算書
2. 監事は会長より前項の書類の送付を受けたときはその定時総会の7日前迄に意見書を会長に提出する。
3. 会長は前項の監事意見書を添えて第1項の書類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

## 第7章 事 務 局

### 第27条 事務局の設置

本会の事務を処理するために事務局を置く。

## 第8章 会 計

### 第28条 会計年度及び収支

本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

本会の経費は入会金、会費その他の収入もってこれにあてる。

### 第29条 会費の納入

会費の納入は、年1回とする。

ただし、年度途中の入会については、年度末までの会費を一括して納入するものとする。

### 第30条 残余財産の処分

本会が解散した場合の残余財産の処分については総会の決議を経て行なう。

## 附 則

1. 2008年5月16日、第57回通常総会において一部改訂。
2. 2010年4月28日、第59回通常総会において一部改訂。
3. 2013年5月21日、第62回通常総会において一部改訂。
4. 2014年5月16日、第63回通常総会において一部改訂。
5. 2015年5月15日、第64回通常総会において一部改訂。
6. 2016年5月20日、第65回通常総会において一部改訂。
7. 2016年12月9日、臨時総会において一部改訂。
8. 2017年5月12日、第66回通常総会において一部改訂。
9. 2018年5月10日、第67回通常総会において一部改訂。